TOPIC

「2024事務年度金融行政方針」のポイントと今後の課題

1 2024事務年度金融行政方針のポイント

金融庁 総合政策局 総合政策課 総合政策企画室長 村木 圭

はじめに

わが国経済は、概ね緩やかな回復が続いており、企業収益は改善し、設備投資に持直しの動きがみられるほか、賃上げ率も増加するなど、投資・雇用環境も改善している。これらの前向きな動きを後押しし、力強く持続的な経済成長を確かなものにするために、金融面から経済全体の生産性および企業価値の向上に貢献することが重要となっている。

同時に、こうした持続的な経済成長の基盤となるのは、金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能である。現在、わが国の金融機関は総じて充実した資本や流動性を有し、金融システムは総体として安定しているが、「金利ある世界」への移行が進むなかで、国内外の経済・金融市場をめぐる不確実性や経済社会の構造的な変化にも直面している。こうした国内外の経済社会の構造上の変化や不確実性の高まりを展望し、金融行政の施策・手法を柔軟かつ不断に見直し、改革を迅速に進めることも重要となってくる。

このような観点から、今年の金融行政方針は、「Ⅰ. 金融のメカニズムを通じて持続的な経済成長に貢献する」「Ⅱ. 金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能を確保する」「Ⅲ. 金融行政を絶えず進化・深化させる」の3つの柱で構成している（図表参照）。

本稿は、金融行政方針に掲げた取り組むべき課題や施策の方向性等を概括的に紹介するものである。なお、本稿は、金融行政方針公表時点の情報に基づくものであること、文章中の意見にわたる部分は、筆者の個人的意見であり、筆者が所属する組織の見解ではないことを予めお断りする。

一 金融のメカニズムを通じて持続的な経済成長に貢献する

わが国経済の持続的な成長に向けては、金融・資本市場のメカニズムを活用し、経済全体の生産性および企業価値の向上を後押しすることが重要である。そして、その結果もたらされる企業価値の向上の恩恵が国民に還元され、さらなる投資や消費につながるという好循環を実現することが期待される。

1 資産運用立国に向けた着実な進展等

資産運用立国は、こうした金融・経済の好循環の実現を目指すものであるが、その実現には、家計、金融商品販売会社、企業、資産運用会社・アセットオーナーなど、わが国のインベストメント・チェーンを構成するすべての主体についていっそうの

TOPIC

「2024事務年度金融行政方針」のポイントと今後の課題

2 2024事務年度金融行政方針と金融機関に求められる取組み

デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社
マネージングディレクター 弁護士・ニューヨーク州弁護士 今野 雅司

はじめに

金融庁は、2024年8月、2024事務年度の金融行政における重点課題および金融行政に取り組むうえでの方針につき、「金融行政方針」として公表した。

2024事務年度の金融行政方針は、4部構成を採用していた2023事務年度と異なり、「①金融のメカニズムを通じて持続的な経済成長に貢献する」「②金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能を確保する」「③金融行政を絶えず進化・深化させる」の3部構成となっているものの、項目自体には大きな変更はない。2023事務年度に引き続き、資産運用立国実現に向けた施策やサステナブルファイナンスの推進等の重要施策の説明に力点を置き、2024事務年度では三本柱の1本目の柱として説明している。他方で、2本目の柱の「②金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能を確保する」では、これまでの記載に加え、「グループ経営に対する監督態勢の強化」「金融機関によるM&A支援の促進」「金融犯罪対策」「保険市場の信頼回復と健全な発展」等、近時の動向を意識した記載もみられる。また、2024事務年度の金融行政方針では、「概要」「本文」「主なポイント」の3点を8月末に公表した後、金融行政のPDCAを意識した詳細な「実績と作業計画」を9月末に公表する等、これまでの金融行政方針とは構成や公表スケジュール等において若干の違いもみられる（図表1参照）。

本稿では、金融行政方針の位置づけや2024事務年度金融行政方針の概要につき簡単に説明したうえ、コンプライアンス等の観点から特に重要なポイントおよび金融機関に求められる取組みにつき概説する。なお、本稿において意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、筆者が現に所属し、またこれまでに所属したいかなる組織・団体の見解を示すものではない。

一 金融行政方針の位置づけと2024事務年度金融行政方針の概要

1 金融行政方針とは

金融庁は、2015事務年度

「顧客の最善の利益」勘案義務を踏まえた金融機関における対応（下）

株式会社アクセンチュア コンサルタント　信森 毅博

二　「最善の利益勘案」義務の法定化と監督指針改正（案）の意義（承前）

2　監督指針のポイントとモニタリングへの影響

法整備を受けて、監督指針（案）も公表された（図表3）。この指針は、最善の利益の詳細な内容ではなく着眼点を示し、勘案義務の監督手法・対応を示すにとどまっている。各々についてポイントを整理したうえで、金融庁モニタリングへの影響に触れる。

⑴　「主な着眼点」から窺える実態面での対応ポイント

監督指針で明確化されたポイントは4つある（図表3における下線部①～④参照）。1つ目は収益確保を否定していないことである。この点は「社会に付加価値をもたらし、同時に自身の経営の持続可能性を確保していく」から明らかである。金融庁は、これまでも、しばしば共通価値の創造（CSV：creating shared value）の重要性を指摘し、共通価値から自社の収益を得る必要があることを明確にしてきた。勘案義務は、共通価値創造の手段であり、「顧客本位貧乏」は求めていない。

2つ目のポイントは顧客における短期的な収益だけが重要ではないことである。ただし、「必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない『最善の利益』をどのように考えているか」を明確にする必要がある。もちろん、様々な顧客がいる以上、その定義が難しいことは理解できる。しかしながら、結論として定義ができないことと検討すらしないこととの間には大きな違いがあり、営業現場での実践にも差が生じるだろう。

3つ目として「自らの規模・特性等に鑑み」から、「最善の利益」を確保する方策として、特定の提案手法が求められるわけではないことも理解できる。多くの金融機関が採用する（複数のファンドを組み合わせた）ポートフォリオ提案等は理屈のうえで間違っていないが、時間と手間がかかる。例えば、インデックスファンドを軸に時間をかけずに提案するほうが、子どもの教育等に関心が高く、投資判断に時間が割きにくい層には適切な場合があるだろう。

最後の4つ目はモニタリングをする対象領域は、営業現場における提案手法や商品にとどまらないことも明確化された。その前段階としての商品・サービスの品揃えや提案・販売後のアフターフォロー、さらには、動機付けの仕組みまで含み得ることが「組織運営や商品・サービス提供も含め」から窺える。

⑵　「監督手法・対応」のポイント

監督指針の後半は、（前述のとおり）顧客における損失発生や大量の苦情といった現象だけで処分は行わないことを前提

2024年通常国会成立の金融関係法の概要（下）

河野・川村・曽我法律事務所 弁護士
川村 英二　古澤 陽介

本誌前号26頁以下では、第213回通常国会で成立した金融機関の業務に関連する法律のうち、「事業性融資の推進等に関する法律」および「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」をとりあげた。本号ではこれに引き続き、金融機関の業務や組織としての取組みに関連すると考えられる法律の制定、改正につき概略を報告するものである。

一　民法等の一部を改正する法律

1　改正内容

今般、親族法の親子、夫婦に関連する部分を中心とした改正を内容とする「民法等の一部を改正する法律」が成立した（以下、特に記載のない限り、一における条文番号は民法のものをさす）。公布日は令和6年5月24日であり、公布日から2年以内の政令で定める日から施行される。その概要は次のとおりである。

(1)　親の責務等に関する規律の新設

民法において、父母の子の養育、親権に関する基本的な理念についての条項が設けられた。

具体的には、父母は、子の心身の健全な発達を図るため、子の人格を尊重するとともに、子の年齢および発達の程度に配慮して子を養育しなければならず、かつ、子が自己と同程度の生活を維持できるよう扶養しなければならないとされたほか（817条の12第1項）、父母は婚姻関係の有無にかかわらず、子に関する権利の行使、義務の履行につき、子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならないとされた（同条2項）。

また、親権の行使についても、親権は子の利益のために行使しなければならないことが明確化された（818条1項）。

(2)　親権・監護等に関する規律の見直し

①　離婚後の共同親権

従前、父母が協議離婚をする際には、協議で、その一方を親権者と定めなければならなかっ

ＲＥＶＩＣ「金融機関向け事業再生支援の手引き」を読む

第１回：事業再生概論

中小企業診断士　鷲山 雄一

わしやま・ゆういち●1980 年日本銀行に入行し、経済動向調査、金融機関考査、災害対策を含む内部管理を担当。2010 年同行退職後、いちい信用金庫経営相談部長就任、その後 15 年理事総合企画部長、19 年理事監査部長を歴任し、21 年退任。同年より神奈川銀行非常勤監査役。中小企業診断士、認定経営革新等支援機関、公認内部監査人。

はじめに

株式会社地域経済活性化支援機構（以下、「ＲＥＶＩＣ」という）が本年３月に公表した「金融機関向け事業再生支援高度化の手引き」（以下、「本手引き」という）を読み解く本連載を引き受けるにあたり、これまでの日本銀行、信用金庫、第二地銀と様々な環境に身を置いた経験を踏まえお伝えできればと考えています。

本稿における意見・感想や提案に関する部分は、すべて筆者個人の責任によるものであり、現在までに所属した、いかなる組織のものではありません。

金融庁が本年６月に公表した「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」の第６章では、本手引きを「地域における事業再生支援の知見・ノウハウや担い手の不足に対応するため、２０２３年度より、ＲＥＶＩＣの有する事業再生支援に関する知見・ノウハウを地域金融機関に展開する取組み」の一つと位置づけ、「事業再生に関する基礎知識（事業再生計画の立案や金融支援・事業再生スキーム等）のほか、ＲＥＶＩＣにおいて支援した事業再生事例をベースにしたケーススタディなどを盛り込み、事業再生の実務の流れに沿って実践的に学べる内容」と説明しています。

筆者が最初に本手引きを目にした際、ページ数の多さに驚き、現場で実務に追われている金融機関行職員がこれを消化するにはなかなか大変だろう、と感じました。

また、これまでＲＥＶＩＣが手がけてきた再生案件は、地域経済への影響が大きく地方では大規模な企業を対象とするものでした。このため、中小規模の地域金融機関側には「ＲＥＶＩＣのノウハウは自行庫が扱う小規模事業者の再生案件には適さ